

自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築及び
東日本大震災への対応に関する決議

〔平成二十九年三月二十七日〕
参議院総務委員会

地方公共団体が人口減少の下で疲弊する地域経済の現状を克服し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を創造するため、政府は、自立した安定的な財政運営が可能となる地方税財政システムを確立するとともに、東日本大震災で被災した地方公共団体が復旧・復興事業を円滑に実施できるように、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一、地方公共団体が、地域の実情に応じた自主的かつ主体的な取組を長期間にわたって実施していくために、安定した恒久的な財源を確保すること。

二、地方交付税の役割は、全ての地方公共団体が自立した安定的な財政運営を行うための財源調整機能と財源保障機能を果たすことである。この機能をより充実させるために、地方税等と併せ、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の充実に確保を図るとともに、臨時財政対策債等の特例措置の活用を促進し、法定率の引上げ等の制度の抜本的な見直しを含め、持続可能な安定的な制度実現に向け検討を進めること。

三、地域に必要な行政サービスの安定的な供給により住民生活の安心・安全を確保するため、普通交付税の基準財政需要額の算定に当たっては、地域の実情を十分に踏まえるとともに、特別交付税については、算定法の透明化の取組を一層推進し、あわせて、多発・多様な自然災害への対応、地域交通や地域医療の確保等の財政需要を的確に反映させるなど、財源保障機能を強化すること。

四、地方交付税の原資となる税収の見積りに当たっては、特に減額による混乱を回避するため、正確を期すよう、万全の努力を払うこと。

五、地方財政の自主性・自立性を確立し、安定的で充実した財源を確保できる地方税制の構築を図ること。減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、代替の税源の確保等の措置を講ずるほか、税負担軽減措置

置等については、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう、慎重に対処すること。

六、個人住民税については、働き方の多様化等の社会状況の変化を踏まえ、住民が公平感を持って納税できるように、控除の在り方を含め、不断の見直しを進めること。

七、ふるさと納税制度に關しては、税制を通じて「ふるさと」に貢献するという制度創設時の理念に沿って寄附が行われるよう、所要の見直しを行うこと。

八、地域がそれぞれの特徴をいかした自立的で持続的な社会を創生することは、短期間で実現することが難しく、地方がその実情に応じた事業を継続的に進めたいかなければならない。このため、地方財政計画における地方創生関連の事業費については、条件不利地域や財政力の弱い地方公共団体に配慮すること。また、その算定に当たっては、条件不利地域や財政力の弱い地方公共団体に配慮すること。また、その算定に当たっては、条件不利地域や財政力の弱い地方公共団体に配慮すること。

九、臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。

十、地方債については、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うなど、円滑な起債と流通、保有の安全性の確保を図ること。また、地方債の発行に關する国等の関与の在り方については、協議不要基準の緩和等による地方財政の健全性への影響に留意し、つつ、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、手続の簡素化等の運用面における見直しを含め、更なる検討を進めること。

十一、東日本大震災からの復興を早期に実現させるため、被災地方公共団体が円滑に復旧・復興事業を実施できるよう、引き続き、所要の震災復興特別交付税額を確保するなど、万全の支援措置を講ずること。また、東日本大震災及び熊本地震等の教訓を踏まえ、必要となる財源を重点的に確保するとともに、これららの組の機能確保等のため、組や改良復旧事業等に必要となる財源を重点的に確保するとともに、これららの組の進捗状況等を踏まえ、地方財政措置の充実に努めること。

右決議する。